

総務文教常任委員会記録

令和4年2月25日

【開催日】 令和4年2月25日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時18分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	前 田 浩 司

【欠席委員】

委員	古 豊 和 恵		
----	---------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

企画部次長兼企画課長	和 西 禎 行	企画課行政経営係長	福 田 淑 子
教育長	長谷川 裕	教育部長	岡 原 一 恵
教育部次長兼教育総務課長	吉 岡 忠 司	社会教育課長	舩 林 康 則
社会教育課課長補佐兼青少年係長	池 田 哲 也	社会教育課主査兼社会教育係長	日 浦 操

【参考人出席者】

参考人	伊 藤 實		
-----	-------	--	--

【事務局出席者】

事務局次長	島 津 克 則	主査兼議事係長	中 村 潤之介
-------	---------	---------	---------

【審査内容】

- 1 陳情書（教育委員中村眞也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応について）
- 2 議案第12号 山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について（社教）

午前9時 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開催します。本日、古豊委員から所用のため欠席という連絡が入っておりますので、皆様に御報告します。それでは最初に、先月1月31日開催の総務文教委員会で産業建設常任委員会への連合審査の申入れについてを議題としましたが、その際、連合審査をする必要性や理由を詳細に述べずに、すぐに採決に入ったことは、説明責任を果たしておらず、開かれた議会を目指す本市議会の方向性に逆行するものでした。反省し、今後このようなことがないように、しっかりと取り組んでまいります。申し訳ございませんでした。では、陳情書（教育委員中村眞也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応について）を議題として審査を行います。本日は参考人として陳情書の提出者であります伊藤實さんの出席を得ております。それでは委員会を代表して、参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席していただき、ありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げまするとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情書について、参考人の方から説明していただき、その後、質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言していただき、その内容は問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人に対して質疑することができないことになっておりますので、あわせて御了承願います。では、陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。伊藤實さん、お願いします。

伊藤實参考人 皆さん、おはようございます。本日は、3月定例会の貴重な時間に、先般、陳情させていただきましたことに対しまして、早速、このような機会を設けていただきまして、衷心より厚く御礼を申し上げたいと思います。早速、説明に入りたいと思いますが、先般、教育委員会に要請文を提出させていただきました。まずは、教育委員会に提出させていただきました要請文、それから陳情というような経過の説明をさせていただきますので、慎重審議のほどよろしく申し上げます。早速ですが、

実は、昨年の夏以降、教育委員であります中村眞也氏に対して、埴生地区の方々から、ちょっと相談を受けることがありました。私も元議員ということもございますし、教育関係にも携わったということで、いろいろな御意見を聞いている中、本日ここに資料として提出しております「私たちはふるさと発展のため、天文館、青年の家研修棟の再建を要望します」という署名の文書の中に、ふるさと協議会会長中村眞也という名前が連名で載っていたわけです。このことについて、やはり教育委員としての立場でありながら、このような署名に名を連ねるということはいかなるものかということがございましたので、今回、まず、教育委員会に要請文を提出しました。その内容について読ませていただきます。令和4年2月10日に、「教育委員中村眞也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応について」ということでございます。教育行政を担う教育委員の中村眞也氏は、令和3年5月31日、教育委員就任から今日まで、下記のとおり様々な問題行動を取っており、貴委員会は下記について、事実確認をして、速やかに措置していただきますようお願い申し上げます。記、文部科学省の教育委員会制度は、教育委員会制度の意義の中の1には、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は極めて重要。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や、特定の党派的影響力から、中立性を確保することが必要との記述があります。対して、教育委員である中村眞也氏は、私たちはふるさと発展のため、天文館、青年の家研修棟の再建を要望しますという表題での市長宛ての署名運動の発起人、代表者名に名前を連ねているということになっております。市民団体の長としての肩書きではありますが、公人である教育委員という立場の者が、このような署名運動に名前を連ねることが、個人的な価値判断から、中立性を保っていると言えるのでしょうか。好むと好まざるとにかかわらず、教育委員という役にあることは周知の事実であり、市外においてその活動を行うのであればともかくとして、市内において、特定の政策を求める要望書への発起人となることは、子供たち、特にその保護者や市民に多大な影響を与えるものであり、中立性が担保されず、決して許されるものではありません。

ません。補足の意味も含めて申し添えますが、青年の家等の施設再建運動が悪いものではありません。施設再建運動に賛否がある中で、そこに名を連ねることは個人の価値観であり、中立性が担保されていないことが問題です。これから、中村氏の根底には、公平、中立な立場で、教育行政を推進するという基本的考え方が欠如し、教育委員の自覚がさらさらなく、教育行政の適正なる運営を阻害するものであることは明白です。教育長、教育委員各位におかれましては、しっかりと調査いただき、これからの未来を担う子供たちの健全な育成とその保護者、そして、市民が惑わされることがないように対処いただきますよう要請いたしますということで、教育長と教育委員宛てに要請文を提出させていただきました。それで、陳情書ということで、同日付けで高松市議会議長には、教育行政を危惧することから、教育委員中村真也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応についてとの表記で、教育長、教育委員宛てにて、別紙、要請文を提出いたしました。御承知のとおり、教育委員については、議会での同意が必要な人事案件ですので、その人選には議会に一定の責任があります。議会として、教育委員会の対応をしっかりとチェックしていただくにとどまらず、当該教育委員の不適切な言動の調査を行っていただき、適正な教育行政の推進となりますよう陳情いたしますということでございます。

長谷川知司委員長 ありがとうございます。以上で陳情書の説明が終わりました。これから質疑に入ります。皆様方から質疑がありましたらお願いします。

宮本政志副委員長 まず1点目です。この資料といいますか、ふるさと発展のため天文館、青年の家研修棟の再建を要望しますという文面なんですけど、これは、ふるさと協議会会長中村真也という名前で出ております。先ほどの伊藤さんの御説明ですと、ここには教育委員とは出ていませんよね。ですから、その辺り、今の御説明はつまり教育委員であるから問題であると受け止められるんですけど、ふるさとのみの会長でしたら別

段問題はないというお考えなんですか。

伊藤實参考人 そのとおりでございます。ふるさと協議会の会長であれば問題はないと思いますし、地域の発展について活動する団体でございますので問題ないと思いますが、教育委員という立場からすると、これは大きな問題であると考えています。

宮本政志副委員長 それとこの陳情書の真ん中から少し下のところ、市内において特定の政策を求める要望書への発起人うんぬんというふうに書いてあるんですけども、実際にふるさと協議会会長としてお名前が挙がっていた資料の中の一番下に、山陽小野田市議会の議員の名前が3人ほどあるんですね。この陳情の中にはその点は一切触れていないんで、あくまでこれは中村真也氏のことと受け止めてよろしいですか。

伊藤實参考人 今回、教育委員という立場の中村氏に対して陳情と要請文ということですが、実はこれを見たとき、私も議会改革の一翼を担った一人として、すごく残念に思いました。これは後援会活動であり、議会活動になっていないと。このことは昔から議会内でも議論されたことであり、やはりこういう部分については、埴生地区の市議会議員ではなく、山陽小野田市全体を考える市議会議員であるべきであり、そうした面では、会派なりいろいろそういうところで協議をした中で、もっと慎重になるべきではなかったかと思っております。

伊場勇委員 先ほど御説明いただいた中で、この陳情内容以外にも様々な問題があるとおっしゃいましたが、様々な部分について、もし具体的にあれば教えてください。

伊藤實参考人 昨年7月以降、様々なということで申しましたし説明もしました。これは教育委員である中村氏の行動について、いろいろ埴生地区からの相談がございました。このことについては、ここで言わなくても、

御本人、そして関係者の方が十分承知されていると思います。今回の陳情の内容の論点からずれますので、今回はそのことについて触れませんが、本人が重々承知されていると思っております。

岡山明委員 この陳情書にもあるんですけど、中立に欠く言動という表現がありますね。中立という表現が、俗に言う教育の中立性という部分で、非常に問題になると思って、そこの争点がどうなんだと個人的には思っています。文部科学省の教育委員会制度の意義という中には中立性の確保と表現されて、教育基本法の中の教育の中立という表現の中に、政治教育という表現があるんです。ここの条文に、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」という表現があるんです。それで今回、中立という話をしているんです。「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」と前文にありまして、後半の部分は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」という文言が、教育基本法にある。前段と上段で、一つは条文に関して、頭の部分に関しては、そういう政治的教養は、教育上これを尊重しなければならないという表現があって、もう一つは、そういった意味で逆に政党支持、また、これに反対するという政治教育、それがずっとありますけど、後段につきましては法律に定める学校、特定の政党を支持し、またこれを反対するための政治教育、政治的な活動はしてはならないという制約がある。今回、中村さんの発言、また陳情書、その中で、私として前段は、もう何回も言って申し訳ないけど、尊重しないとイケないと。ある程度、政治的教養は教育上これを尊重しなければならないという表現があるから、中立という状況になれば、どこをもって中立という立場を持たれるか、その辺はちょっと、もう一度ちょっと伊藤さんに確認したいと思います。

長谷川知司委員長 今後、質問は手短にお願いします。

伊藤實参考人 全く意味が分からないので、簡潔にもう一度質問してもらえますか。

長谷川知司委員長 的確にお願いします。

岡山明委員 教育基本法の中に、「必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」と。政治的教養という表現の下で、研修棟での教育が俗に言う政治的教養の延長線上にあるんじゃないかと。中立という状況の中で、それは認めるかどうかということです。

長谷川知司委員長 私もどこが聞きたいのかよく理解できないので、本当に的確にお願いします。

岡山明委員 法律には、良識ある公民たる必要な政治的教養はとあり、いろいろこの方もふるさと協議会の会長をされているという状況で、それなりの政治的教養も持たれていると思うんですよ。政治的教養を尊重すると法律的にはあるんだから、そういう政治的教養——教養というのは、強制するあれじゃないです。教養（発言する者あり）分かりますよね、教養。その辺がどうかという、それが当たるかどうかということです。それが中立性の中に書かれているんだけど、それはどうかという部分です、簡単に言うと。

長谷川知司委員長 伊藤さん、今の質問で答えられますか。

伊藤實参考人 ちょっと、よう分からないですね。実際、中立性の担保というのは、今まで市長部局と教育委員会は話してやっているわけです、教育行政というのはね。まして、青年の家の関係の所管は総務文教常任委員会じゃないかと思うんですよ。ということは、教育委員会が入っているわけでしょ。その中の教育委員の行政の中の一人ですよ。それが逆にこっちは署名でも来ると。この違和感があると思っています。

岡山明委員 中村さん自体のそういう人的というか、考え方として、必要な政治的な教養というか、そういう部分は尊重しなさいという部分があるから、それに対して伊藤さんがどう考えられるかということです。

伊藤實参考人 政治的教養と言われますが、教養があれば、まず署名に名前が載らないと私は思っています。ここにある署名で、商工会議所は副会頭名で載っています。それぞれ団体によって、名前をどう載せるかは、いろいろと違うと思いますが、本来であれば、教育委員という自覚があれば、ふるさとづくり協議会会長ではなくて、副会長なりの名前を使うとか、やり方は何ぼでもあったと思います。そう思っています。

長谷川知司委員長 ほかに質問はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終了します。参考人に一言御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただき、貴重な御意見を述べていただきました。心から感謝します。頂きました貴重な御意見は、今後、本委員会での審議に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは、総務文教委員会を暫時休憩します。

午前9時22分 休憩

午前9時36分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。先ほど、陳情書の陳情者伊藤さんから意見を聞き、質疑応答も終わりました。皆様方にお聞きします。この案件をどのように処理にするか。皆様方の意見を求めます。

笹木慶之委員 先ほど陳情者からの説明を聞いて、その内容については確認ができました。その中にもありましたように、本件については、教育委員

会に要請文が出ております。については、慎重審議という意味合いからも、教育委員会の取扱いといたしますか、見解をしっかりと聞いた上でという対応が必要と思いますが、いかがでしょうか。

長谷川知司委員長 ただいま笹木委員から、まず教育委員会の見解を確認して、それから判断したらどうかということでした。ほかに意見はありますか。

岡山明委員 今、教育委員会に要請文が出ているということで、回答を聞くと。私個人として、今回、教育の中立性ということについて法的根拠、何をもちて判断するという材料じゃないですけど、それは教育委員会が出席したときに話をしようと思います。その辺の法的根拠の部分のしっかりと確認させていただきたいと思っております。

長谷川知司委員長 分かりました。ほかにはありますか。

宮本政志副委員長 流れは笹木委員が言われたように、まず教育委員会の見解を委員会で聞いていく。その流れで少し私が気になるのが、地方自治法第98条です。やはり御本人の弁明、あるいは、事実確認を踏まえて、教育委員会の説明の流れによっては、本人もという考え方をしているんですが、事務局、この地方自治法第98条との関連性は、どう解釈したらいいでしょうか。

島津議会事務局次長 地方自治法第98条では、検査及び監査の請求ということで、議会は、市の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができると定めております。また、監査を求めて監査の結果に関する報告を請求できるようになっております。今回の陳情書に関しては、どこが市の事務に当たるかという、報告を求める市の事務が何かというところがポイントになるかと思えます。また、これについては、議会の議決が必要となります。実際の検査は、書類及び計算書の検閲若しくは長その他執行機関から受ける報告で

行うようです。であれば、教育委員会にも要請文が出ているということで、皆様が実際に教育委員会から話をお聞きするというのであれば、似たような報告を受けられるのかなと思います。何分、今見たばかりであり、間違いがあるかもしれませんので、その場合は御容赦願いたいと思います。

笹木慶之委員 ですから冒頭に戻りますが、やはり教育委員会に要請文が出たことに対する当該団体の対応の仕方といいますか、考え方をまずしっかり聞いた上で、次の段階ということになろうかと思えます。

長谷川知司委員長 笹木委員が言われましたように、まず、教育委員会の調査、見解を受けて、それによって、次の段階に進むということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、陳情書については、本日はこれで終わります。職員入替えのため暫時休憩します。9時50分から委員会を再開します。

午前9時41分 休憩

午前9時50分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。審査内容2、議案第12号山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について、執行部からの説明をお願いします。

船林社会教育課長 それでは、議案第12号山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。これは、きらら交流館の指定管理期間が令和4年3月末をもって満了となるため、次期指定管理の管理者を指定するものです。きらら交流館につきましては、本年度、企画課を中心に行われました基本計画及び導入可能性調査により将来構想が策定され、施設の再整備のため、一旦、休館に入るこ

ととなり、令和3年9月に改訂された指定管理者制度事務マニュアルに基づき、施設の再整備等具体的スケジュールに基づいた施設の方向性が明確であることから、指定期間については1年間、指定管理者の指定については現指定管理者である富士商株式会社の単独指定としました。指定管理期間について御説明します。この度の指定管理は1年間としましたが、営業は令和5年2月28日までの11か月間とし、残務整理期間を含めて指定管理期間は令和5年3月31日までの1年間としています。これは、トロン温泉の商標使用期限が、令和5年2月28日が期限となっており、それ以降はトロンの看板が使えなくなるため、もう一つは、建物が建築後20年を経過し、主に設備関係の老朽化が深刻になっているため、このタイミングでの休館が適切であると判断しました。選定については、2月1日に指定管理者選定委員会を開催し、市から副市長、部長3名、募集委員2名の計6名から構成される委員で審査しました。選定委員会では同社から事前に提出のありました事業計画書、定款、財務諸表を基にプレゼンテーションを受け、質疑、応答の後、各委員が審査した結果、50点満点で39.7点の評価となり、基準点の25点を上回ったため、管理候補者として決定しました。指定管理料について御説明します。資料の65ページを御覧ください。1は平成30年度から3年間の利用者と収入の推移をお示ししています。2の指定管理料の比較を御覧ください。令和4年度の指定管理料は4,436万1,000円を予定しており、令和3年度と比べて1,261万9,000円の増加となっています。その理由は、お風呂を含む施設利用料金とレストランの売上げが、最後の1か月は営業しないため減収となっていること、また毎年10月のきらら交流館祭りで販売していたお風呂の特別回数券が販売できず、その分が減収となっていることなどにより、収入が大幅減となっています。一方、支出については、売上原価や人件費は減少となっているものの、仕入れ原価の高騰や最低賃金単価の上昇を見込んでおり、また施設管理費については、ガス、水道などは最後の1か月はほぼ使用しないという計画ですが、それでも原油価格高騰に由来するガス代、電気代の高騰などで支出費用は減少に向かわず、また機械警備など

の委託関係経費については営業終了後の3月も管理が必要であることなどから、支出については前年度とほぼ同額の予算となっています。よって、令和4年度の指定管理料は4,436万1,000円と予定しております。なお、関連として、指定管理料については、債務負担行為の設定を予定しています。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 執行部からの説明が終わりました。皆様方の質疑を受け付けます。

伊場勇委員 資料63ページの別表の2と3、利用状況と収納状況ですけれども、収入評価がゼロ、ゼロとなっております。いろいろ影響があったと思うんですが、その影響の具体的な見解を教えてください。

船林社会教育課長 令和2年度の収入が、評価としてゼロとなっておりますのは、前年度の実績に比較してマイナスとなっているためです。マイナスになっておりますのは、もちろんコロナの影響です。

伊場勇委員 コロナの影響以外に特別な何かがあったとか、そういうところはなかったんですか。

船林社会教育課長 コロナの影響以外には、特にないと思いますが、休館が昨年2回ほどありましたし、それから休館が解けて営業を始めても、客足が戻っていないという状況がありましたので、大幅な減収となっております。

笹木慶之委員 きらら交流館の指定管理者の選定委員会の表の中で、審査項目の2番と6番については、満点に対して各審査員によるそれぞれの評価はいいんです。ところが、それに関連して5番の審査は、8点満点で、審査委員別にをしてみると5点、5点、3点、4点、3点、5点となっ

ている。低いんですよ。意味が分かりますか。安定的な経営が可能となる基盤についてという6点満点の部分は、評価が高いんです。6番の施設の管理運営に関する組織体制について、これも9点満点で極めて高い状態が維持されておるにもかかわらず、内容的な施設の管理運営に係る経費の内容については、8点満点で最高が5点で、一番低いのは3点という採点が付いているんですよ。これは評価が低いと見ざるを得んわけです。これを確認しているんですよ、良い悪いじゃなしに。そのことは、今説明があった一番最後の65ページから、こういった結果が出たと理解していいんですかね。

池田社会教育課課長補佐兼青少年係長 5番の点数が低い点につきましては、3ページを御覧いただけますでしょうか。2ページ、3ページ、4ページが、それぞれ審査をする内容と基準表となっております。5番の②のところなんですけれども、こちらが指定管理料の提示額についての審査の内容となっております。0点のところは市が示した上限額となっておりますので、この度、きらら交流館から御提示いただいた金額が、こちらの0点の金額、上限額の金額となっており、ここが評価として0点となりますので、全体の5番の点数が低いというような形になります。

笹木慶之委員 それは分かるんですけど、その更なる裏資料として一番最後に利用者数と収入の推移とか、それから指定管理料の比較という欄がありますよね。65ページです。一番最後のページの裏資料を基にということ考えていいんですかね。これは関係ないわけですか。

池田社会教育課課長補佐兼青少年係長 先ほどの点数は、指定管理料の金額を表すもので、実際65ページの評価とは関係がありません。

笹木慶之委員 いや関係がないということじゃなしに、この65ページのような、こういう経緯があるから、先ほど言ったそこのページに戻ってくるんですよ、管理料が、結果的には。こういう経営内容であるから、管理

料がこうなりますよということで返ってくるんじゃないんですか。

船林社会教育課長 65ページの表については、この審査会のお示し
しておりませんが、その資料の中の53ページに収支計画書が挙がっ
ております。令和4年度の収支計画書ですが、この収支計画書を委員に確
認していただいた上で、5番の①、それから③辺りを付けていただい
ております。審査員によって、この収支計画書を見て、収支の状況、令
和4年度の計画が妥当かどうか、どういう点を付けるかということを決
断されたと理解しております。

笹木慶之委員 確認しますが、65ページについては、審査のときには審査員
は見えていないということですね。

船林社会教育課長 おっしゃるとおりです。この65ページの表は審査のとき
には出しておりません。

笹木慶之委員 ただ、結果として見て、65ページと54ページの数字が合っ
ているんですよ。4,436万円。ということでしょう。だから、僕が
言っているわけです。そういったことじゃないですかということですが、
もう以上いいです。分かりました。

岡山明委員 8ページに施設の利用状況というのが出ていて、研修室、宿泊、
浴室とあるんですけど、稼働率、どのぐらいの割合で稼働しているか。
ちょっとその辺が分かれば教えていただきたいんですが。

池田社会教育課課長補佐兼青少年係長 すいません。全体的な稼働率というの
は出してないんですけども、4月の状況を見ますと、全体で営業日
が26日ありますが、大体52件入っております。夏は、夏休み等があ
りますので、それよりもかなり多い数字が入っております。

岡山明委員 聞いたのは、宿泊と研修室の稼働率がどうですかという話です。

施設の整備方針の中で、今回改修という話になって、どうも見たら、こういう研修室とか宿泊室とかの表示がないという状況になっているから。前回もらった表がありますよね。これを見たら、今回改修という状況になっているんですが、そういう状況の中で研修室、宿泊室が継続されるかどうかがよく分からんという状況の中で、現在の稼働状況はどうかというのを把握しないと、今後の改修という条件の中で、それが無いと方向性が見られないんじゃないですか。それでお聞きしたんです。

船林社会教育課長 大変失礼しました。稼働率という形での集計は行っておりませんが、実績では、コロナの影響のなかった令和元年度と令和3年度の1月までの数字を比較しますと、宿泊室は件数で41.2%、利用料金で43.2%になっております。研修室は件数で53.2%、利用料金で68.0%になっております。

長谷川知司委員長 令和3年度はコロナの関係だから、比較されてもどうかかと。岡山委員が言われたのは、例えば令和元年度の稼働率がどうなのかということだけが分かればいいんですけど、分からなければ、後日お知らせいただきたい。

船林社会教育課長 令和元年度の稼働率という形での集計は行っておりませんので、今のところ件数しか分かりません。必要であれば後日、お知らせをしたいと思います。

長谷川知司委員長 岡山委員、いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）岡山委員が言われたのは、本来の指定管理じゃなくて、今後のことについての資料だと思います。是非それは後日頂きたいと思います。ほかにはありませんか。

岡山明委員 浴室もありますよね。これも当然、来年の終了まで11か月ぐら

いであると。65ページの形を見ると、比率がかえって浴室、令和4年度の状況は入っていないから何とも言えんですけど、浴室に関して、結構利用者がいらっしゃる状況なのに、来年度で終了していいんですか。

船林社会教育課長 終了といたしますか、一旦中止という形で考えております。

岡山明委員 それで最終的には、今の予定でいくと、令和8年には供用開始というスケジュールがあるみたいなんですけど、そういう状況の中で、その浴槽というか、その辺の1年間対応するという状況で、もう、それ以上の改修をするということで、もう浴槽も延長されんということで、もう全部休業というのはおかしいんですけど、もう一切使わないんですか。

長谷川知司委員長 指定管理について、今回審議していますので、改修については後日またお願いします。今の件は改修に関することですので、回答はいいと理解します。ほかにはありますか。

宮本政志副委員長 先ほど単独指定とおっしゃいましたよね。5ページに募集のあれが載っていますよね。5ページだったかな。すみません、7ページに募集要項がありますが、募集は何社あったんですか。

船林社会教育課長 募集はしましたが、1社のみです。

宮本政志副委員長 この指定管理に関しては、今回だけ一社なのか、複数社あったのかをお聞きします。

船林社会教育課長 失礼しました。先ほどの発言を修正させていただきたいと思えます。募集要項は作成しておりますが、募集は掛けておりません。単独指定ですので、現指定管理者の富士商株式会社に指定をしたということです。それから、前回の指定管理者の選定の時も、単独指定をしております。

宮本政志副委員長 単独指定になるのはなぜですか。

和西企画部次長兼企画課長 指定管理者制度事務マニュアルの中で、施設の再整備等、具体的スケジュールに基づいた施設の方向性が明確であるという項目に該当する場合は、単独指定でも構わないというようなくだりをつけております。今回はこれに当てはまりましたので、単独指定という形になりました。

宮本政志副委員長 ということは、仮に募集を掛けても数社募集があつてどうこうということは考えにくい。だから、今の説明にあつたように、単独になっていますというふうに受け取っていいですか。

和西企画部次長兼企画課長 募集を掛けるか掛けないか以前に、掛けるか掛けないかを考える上において、指定管理者制度事務マニュアルの再整備等のスケジュールが明確であつたため、単独指定の方向性で、今回の手続に入らせていただいたというところです。

宮本政志副委員長 何が言いたいかというのと、単独でずっと続くというのが、ここだけじゃないですよ、指定管理料そのものが低過ぎて、余り経営的に面白味がないというか、入ってもそれほど利益が見込めない。つまり指定管理料の低さというのは、別段問題はないんですかということです。

和西企画部次長兼企画課長 きらら交流館に限らず、指定管理料を定めるに当たりましては、上限額を仕様書に定めることとなります。指定管理に新たに入る段階で、その前段階での運営状況等を検討しながら、果たして適正な金額かどうかというのは、原課と現指定管理者との間のヒアリング等を進めながら定めていくようになります。宮本委員が言われるように、指定管理というのは行政にとっての代理執行なりコストダウンというような、本来のサービス向上という趣旨にそぐわないような事例も出

てくるので、その辺りに関しましては、統括する企画課としましても考えながら進めているというふうに考えております。

宮本政志副委員長　そこなんですよ。指定管理者制度が始まった今、経緯とか理由とか、あるいはその当時の期待される効果はどうだったんですかとお聞きしようと思ったんですけど、先にそれをおっしゃったんで、やはり指定管理料というのをもう少し上げていく方向性も視野に入れた検討というのを是非していただきたいなと思って質疑したんです。そういうふうにおっしゃったんで、これから検討されることを期待します。もう一度お聞きしますが、その辺りよろしいですか。

和西企画部次長兼企画課長　それには指定管理にそぐわない施設、当てはまる施設の辺りから検討していくとともに、指定管理者制度を入れるという施設になった場合は、いろいろな算定方法、いろいろな仕組みもあります。きらら交流館も来年度以降新たな形で指定管理者先行公募という形を取らせていただきますけれど、そういった中ででも、従来の考え方ではなくて、指定管理料の算定方法につきましても、いろいろ考えながら進めていきたいと考えておるところです。

長谷川知司委員長　ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、私から一言。今回この指定管理者の議案が上がってきたんですが、なぜ今頃上がったのか。通常であれば12月議会で出されるのが普通かなと思ったんですが、そこをお聞きします。

和西企画部次長兼企画課長　冒頭の説明にもあったのですが、今回、再整備事業につきましての基本計画、導入可能性調査がまとまるのが10月になりました。その関係で、その後、今後の方向性を定めていこうという期間が若干ありまして、12月議会において議案を上げることができませんでした。この時期、3月議会ということになりましたことにつきましては、企画課としましても、イレギュラーな形になりましたけれど、

申し訳ございませんでしたと言わせていただきます。

長谷川知司委員長 議会と執行部との関係はそれでいいかもしれませんが、現場で働いている方、来年は仕事があるのだろうかどうだろうか。これがまだ確定しなければ、会社としても、その人たちに言えないし、雇用の問題が出てくるわけですね。そういうことを考えれば、何ぼ事情があったとしても、12月議会に間に合うようにすべきではなかったかと私は思います。今後はそのことを十分留意していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 委員長が言われましたとおりですので、今後は指定管理者制度を進めるに当たっては、その辺りを留意しながら、進めていきたいと思っております。

長谷川知司委員長 是非これはお願いします。ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、採決します。議案第12号山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成です。これについては、可決すべきものと決めます。委員会は以上をもって終わります。次は30分から分科会を行います。どうもお疲れ様でした。

午前10時18分 散会

令和4年（2022年）2月25日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司